

土地収用証明書等の添付の省略(保存義務への転換)【書面申告も同様】

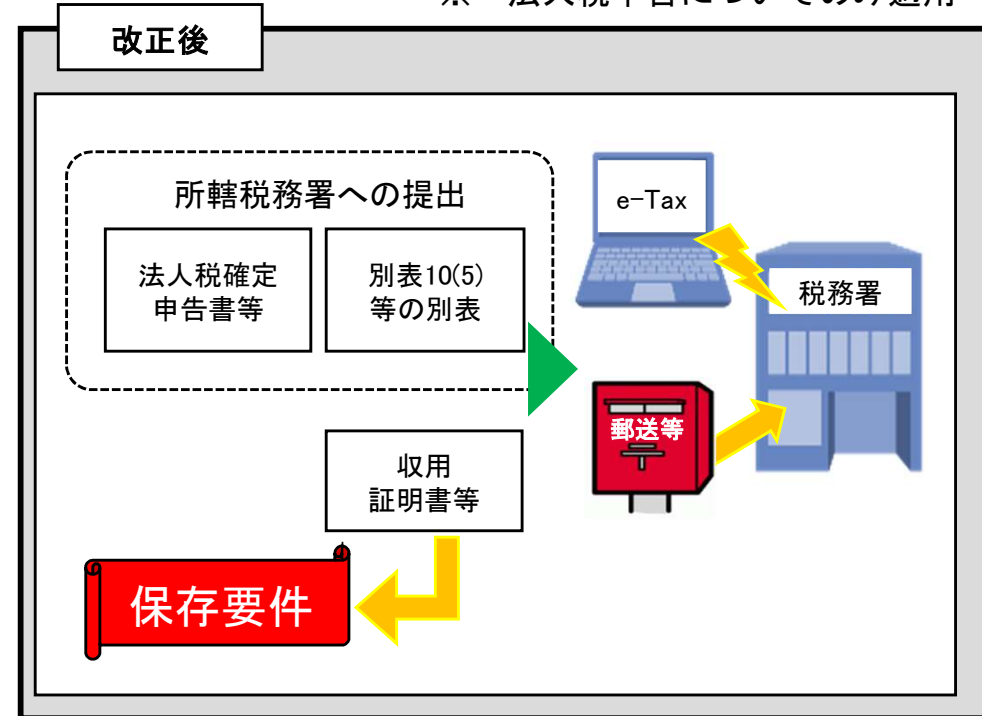
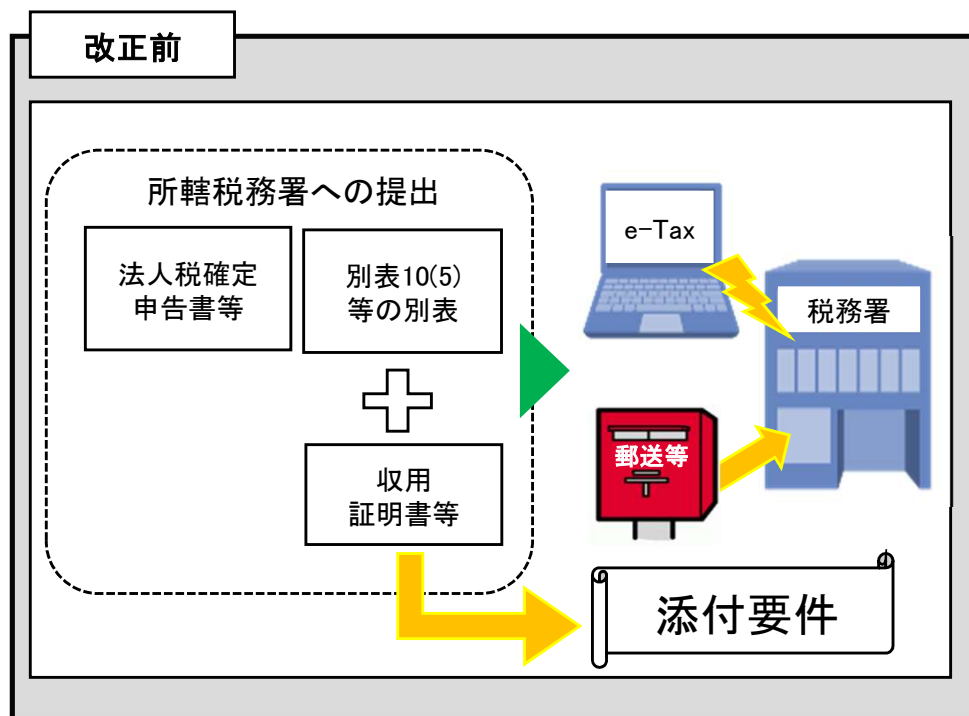
【概要】

法人税確定申告書等に添付することとされている土地収用に関する証明書などの第三者作成書類について、添付することに代えて保存することにより制度の適用を認めることとする。

<対象となる措置>

- ① 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- ② 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例
- ③ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
- ④ 収用換地等の場合の所得の5,000万円特別控除
- ⑤ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の2,000万円特別控除
- ⑥ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の1,500万円特別控除

※ 法人税申告についてのみ適用



<対象となる添付書類(例)>

収用等証明書、特定住宅地造成事業等のための土地等の買取り証明書、公共事業用資産の買取り等の申出証明書 等